



平成24年度 豊岡市起業サポート奨励金

～ 豊岡市内で新規開業する方を応援します～

豊岡市では、起業者を支援するため、日本政策金融公庫から開業資金を借り入れ、市内で起業する方を対象に「起業サポート奨励金」を交付します。

奨励金

日本政策金融公庫の融資制度により借り入れた開業資金の
1.65%相当額(最大20万円)

< 交付対象者 >

個人、または新たに設立した法人で、これから事業を開始、または、事業開始から1年に満たない方で、下記のいずれにも該当する方。

平成24年4月2日から平成25年3月29日の間に日本政策金融公庫から開業資金を借り入れた方。

豊岡市内に事業所等を設置する方。(仮設テント及び仮店舗は対象外。)

開始する事業の業種が兵庫県信用保証協会の保証対象業種である方。

当奨励金の交付を受けていない方。

注)親族等から事業承継した場合や既存の事業者が事業拡大等により新規事業を開始する場合、すでに
行っている事業を社名または代表者を変更して行う場合は対象外です。

< 申請必要書類 >

豊岡市の補助金交付申請書に必要書類を添付の上、豊岡市経済課に提出してください。

(必要添付書類)

日本政策金融公庫が発行する融資利用額及び利用日が確認できる書類(融資残高証明書、支払額証明書など)

事業開始(予定)日が確認できる書類等

業務内容の分かる書類(登記事項証明書等)

注)奨励金の交付申請は金融機関から融資を受けてから90日以内に申請してください。

(90日目が平成25年3月29日を超える場合は、同年3月29日までに申請してください。)



< お問合せ先 >

豊岡市経済部経済課 TEL 0796-23-4480 FAX 0796-22-3872